

毎週月・水・金曜日発

富 山 県 報

平成30年12月28日

水 曜 日

号 外

目 次

訓 令	
○富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令	1

訓 令

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定め、公表する。

平成30年12月28日

富山県知事 石 井 隆 一

富山県訓令第11号

本 庁
出先機関

富山県事務決裁規程の一部を改正する訓令

富山県事務決裁規程（昭和62年富山県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項部局長専決事項の欄中第16号を第17号とし、第10号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同欄第9号中「種子生産ほ場」を「指定種子生産ほ場、指定原種ほ及び指定原原種ほ」に改め、同号を同欄第10号とし、同欄第8号の次に次の1号を加える。

(9) 指定種子生産団体の指定に関すること。

別表第2の1の表農林水産部農産食品課の項室課長専決事項の欄第2号中「種子生産ほ場の審査及び生産物審査証明書の交付」を「種子、原種及び原原種に係るほ場審査及び生産物審査」に改め、同欄中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) ほ場審査証明書及び生産物審査証明書の交付に関すること。

附 則

この訓令は、平成31年1月1日から施行する。

(人事課)